

津野町商工事業所物価高騰支援金のご案内

コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けている町内の商工業者に対し、事業活動の負担軽減を図るため、従業員数に応じて支援金を交付いたします。

1. 支援金の対象事業者

令和4年11月1日時点において、町内で商工業を営みかつ町内に事業所を有する者でいずれにも該当しない者

- (1) 宗教法人、政治団体、協同組合、金融機関、公共機関、公的団体
- (2) 農業、林業等の一次産業を主たる事業として営む者及び団体
- (3) 事業主又は従業員のいずれかが暴力団等の反社会的勢力に該当する者
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

2. 申請に必要な書類

- 交付申請書兼請求書（第1号様式）
- 「誓約・同意事項等」チェックシート（第2号様式）
- 事業を行っていることを証する書類
 - ・（個人事業主）所得税確定申告書第一表の写し又は市町村民税申告書の写し等
 - ※申告書は収受印が押してあるもの。ただし、電子申告の場合は、受付日時が記載されている控えをご用意ください。
- 従業員数が把握できる書類
 - ・労働保険関係設立届の写し又は雇用保険適用事業所設置届の写し等
- 振込先口座が確認できる書類
 - ・預金通帳の写し等

3. 支援金の額及びその算定

算定額	交付額
令和4年11月1日時点の従業員数が21人以上の事業所	200千円
令和4年11月1日時点の従業員数が5人～20人の事業所	100千円
令和4年11月1日時点の従業員数が0人～4人の事業所・者	50千円

注1) 従業員数とは、労働保険（雇用保険）に加入している被保険者数を表します。

注2) 当該支援金は事業所得等とみなされ課税の対象となります。

4. 申請書類の受付期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火） 8:30～17:15

5. 提出先・お問い合わせ先

【商工会の会員である方】

津野町商工会

TEL:0889-55-2034

※申請書は津野町商工会本所にあります。

【商工会の会員ではない方】

津野町役場 産業課(本庁舎)

TEL:0889-55-2021

※申請書は津野町 HP よりダウンロードしていただくか津野町役場 産業課(本庁舎)にあります。